

第 7 回 那珂川市農業委員会会議録

令和 2 年 1 0 月 9 日、那珂川市農業委員会会長は、令和 2 年度第 7 回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部 外会議室に招集した。

- 議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (1 件)
 議案第 2 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (4 件)
 議案第 2 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について
 議案第 2 8 号 非農地証明について (1 件)
 報告第 1 7 号 専決処分について 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書について (1 件)
 報告第 1 8 号 専決処分について 農地改良行為届出書について (1 件)
 報告第 1 9 号 専決処分について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出(合意解約)について (1 件)
 報告第 2 0 号 専決処分について 現況証明について (1 件)

〈農業委員〉 8 人

〈事務局〉 3 人

開会 (午前 9 時 3 0 分)

議 長	<p>本日の委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、農地利用最適化推進委員は欠席となっています。</p> <p>令和 2 年度第 7 回農業委員会を開会します。</p> <p>議事録署名人の指名を行います。1 番委員、2 番委員を指名します。</p> <p>議案第 2 5 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 番号 1 を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第 2 5 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 番号 1 を説明した。</p>
議 長	<p>担当の 7 番委員の意見を求めます。</p>
委 員	<p>事務局と私、その他関係者の 5 人で現地を確認し、野菜を作っていました。以上です。</p>
議 長	<p>各委員から質問等を求めます。</p>

	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成、賛成多数により承認されました。 次に、議案第26号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第26号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議長	担当の7番委員の意見を求めます。
委員	事務局から説明がありましたように、特に問題ないと思います。
議長	各委員から質問等を求めます。4番委員。
委員	28ページの(3)ですね。1階のピロティー式とはどう いった構造のものでしょうか。
事務局	ピロティー式というのは、1階に壁が無く、柱だけで外部 に開かれた空間とした建築様式です。
議長	ほかに質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成、賛成多数により承認されました。</p> <p>次に、議案第26号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第26号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。</p>
議 長	<p>担当は私になります。現地を確認したところ、特に問題点はありませんでした。</p> <p>各委員からの質問等を求めます。</p>
	(質問・意見なし)
議 長	<p>質疑なし。採決を行います。</p> <p>賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成、賛成多数により承認されました。</p> <p>次に、議案第26号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号3を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第26号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号3を説明した。</p>
議 長	<p>担当の3番委員に意見を求めます。</p>
委 員	<p>先日、事務局と見に行ったときには、事務所のような建物が建っていましたが、昨日通った時点でもう撤去していましたし、事務局も確認しているので問題ないと思います。</p>
議 長	<p>各委員から質問等を求めます。</p> <p>1番委員。</p>

委員	プレハブは建築物としてみなされるんですか。
議長	事務局、お願いします。
事務局	都市計画課と協議し、その見解によりますと、屋根及び柱もしくは壁を有するものは建築物となるとのことです。
議長	1番委員、よろしいですか。
委員	はい。
議長	ほかに質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	全員賛成、賛成多数により承認されました。 次に、議案第26号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号4を事務局から説明させます。
事務局	議案第26号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号4を説明した。
議長	担当の3番委員に意見を求めます。
委員	先日、事務局と安徳の農地利用最適化推進委員と3人で現地確認しましたがけれども、地元の承諾も、水利関係の承諾書もあることですし、問題ないと思います。
議長	各委員から質問等を求めます。

	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成、賛成多数により承認されました。 次に、議案第 27 号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 件数が多いため、番号 1 から 12 を事務局から省略させて 説明させます。
事務局	議案第 27 号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号 1 から番号 12 までを説明した。
議 長	質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第 28 号 「非農地証明について」 番号 1 を事務局から説明させます。
事務局	議案第 28 号 「非農地証明について」 番号 1 を説明した。
議 長	担当は私になります。 現場を確認しまして、特に問題点はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。

	(質問・意見なし)
議 長	質疑なし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成多数により承認されました。 次に、報告事項です。 報告第17号から報告第20号については、会長の専決として決裁処理を終わっている内容ですので、簡単に説明させます。
事務局	報告第17号 専決処分について 「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」 番号1。 報告第18号 専決処分について 「農地改良行為届出書について」 番号1。 報告第19号 専決処分について 「農地法第18条第6項の規定による届出について」 番号1。 報告第20号 専決処分について 「現況証明について」 番号1を報告した。
議 長	本日の議案・報告は終了し、第7回農業委員会は閉会した。
	10時 50分 閉会